

議案第81号

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成29年9月4日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

飛騨市訪問看護ステーションの廃止による改正

## 飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

飛驒市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛驒市条例第138号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表中

「

国民健康保険飛驒市民病院	飛驒市神岡町東町725番地	(1) 内科	一般病床 58床
		(2) 呼吸器内科	療養病床 33床
		(3) 循環器内科	
		(4) 腎臓内科	
		(5) 糖尿病内科	
		(6) 外科	
		(7) 心臓血管外科	
		(8) 整形外科	
		(9) 脳神経外科	
		(10) 小児科	
		(11) 皮膚科	
		(12) 泌尿器科	
		(13) 婦人科	
		(14) 眼科	
		(15) 耳鼻いんこう科	
		飛驒市訪問看護ステーション	

」

を

「

国民健康保険飛驒市民病院	飛驒市神岡町東町725番地	(1) 内科	一般病床 58床
		(2) 呼吸器内科	療養病床 33床
		(3) 循環器内科	
		(4) 腎臓内科	
		(5) 糖尿病内科	
		(6) 外科	
		(7) 心臓血管外科	
		(8) 整形外科	
		(9) 脳神経外科	
		(10) 小児科	
		(11) 皮膚科	
		(12) 泌尿器科	
		(13) 婦人科	
		(14) 眼科	
		(15) 耳鼻いんこう科	

」

に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年11月1日から施行する。  
(飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例の一部改正)
- 2 飛驒市国民健康保険病院事業及び飛驒市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例（平成20年飛驒市条例第3号）の一部を次のように改正する。  
第1条中「、訪問看護ステーション」を削る。

飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行				改 正 案			
第1条 略 (経営の基本及び施設の名称等)				第1条 略 (経営の基本及び施設の名称等)			
第2条 略 2 略				第2条 略 2 略			
名称	位置	診療科目等	病床数等	名称	位置	診療科目等	病床数等
国民健康 保険飛騨 市民病院	飛騨市神 岡町東町 725番地	(1) 内科	一般病床 58床 療養病床 33床	国民健康 保険飛騨 市民病院	飛騨市神 岡町東町 725番地	(1) 内科	一般病床 58床 療養病床 33床
		(2) 呼吸器内科				(2) 呼吸器内科	
		(3) 循環器内科				(3) 循環器内科	
		(4) 腎臓内科				(4) 腎臓内科	
		(5) 糖尿病内科				(5) 糖尿病内科	
		(6) 外科				(6) 外科	
		(7) 心臓血管外科				(7) 心臓血管外科	
		(8) 整形外科				(8) 整形外科	
		(9) 脳神経外科				(9) 脳神経外科	
		(10) 小児科				(10) 小児科	
		(11) 皮膚科				(11) 皮膚科	
		(12) 泌尿器科				(12) 泌尿器科	
		(13) 婦人科				(13) 婦人科	
		(14) 眼科				(14) 眼科	
		(15) 耳鼻いんこう科				(15) 耳鼻いんこう科	
		飛騨市訪問看護ステー ション					
老人保健施設たかはらの部 略				老人保健施設たかはらの部 略			
以下 略				以下 略			

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並びに手数料条例新旧対照表（傍線部分は改正部分）

現 行	改正案
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第138号）及び飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第140号）の規定により設置する病院、<u>訪問看護ステーション</u>、老人保健施設及び診療所（以下「病院等」という。）において、徴収する使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下 略</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第138号）及び飛騨市国民健康保険直営診療所設置等に関する条例（平成16年飛騨市条例第140号）の規定により設置する病院 _____、老人保健施設及び診療所（以下「病院等」という。）において、徴収する使用料及び手数料に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>以下 略</p>

## 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例（案）要旨

### 1 廃止の経緯

飛騨市民病院の訪問看護ステーション（以下「訪看」という。）は、介護保険立ち上げに合わせる形で、平成12年1月に神岡町役場民生課所管で旧鉾山病院の空き室に設置された。その後、平成15年3月に神岡町病院内へ移設され、特別会計から病院会計となった。当時は、病院が訪問看護を行うという考え方も有り、当初サービスを提供できるのは町病院しかなく、病院が事業を行なってきた。

平成28年暮れに岐阜県看護協会立訪問看護ステーション高山（以下「高山訪看」という。）から、神岡町でぜひ事業を展開したいとの打診があった。

飛騨市としては、岐阜県内でも訪問看護において多くの実績があり、専門知識を持った看護師にその業務を行ってもらい、医療と介護を連携した、より充実した包括ケアサービスが提供出来ると判断し、現在の市民病院訪看の利用者を高山訪看のサービスへ移管することとなった。

### 2 廃止の理由

- (1) 高山訪看が、飛騨市神岡地域への事業展開に積極的である。
- (2) より専門性に特化した訪問看護サービスを、地域住民に提供が可能となる。
- (3) 医療と介護を連携した、質の高い地域包括ケアサービスが実施できる。
- (4) 民間活力を利用できる。
- (5) 病院の経営改革になる。

### 3 移行計画

- (1) 高山訪看は、事業の手続き等が終了次第、すみやかに事業を実施する。
- (2) 飛騨市民病院の訪看利用者は、9月30日をめどに高山訪看へ移行する。
- (3) 飛騨市民病院は、平成29年10月31日をもって訪看を廃止する。

(4) 利用者へは十分な説明と引継を確実にし、サービスの向上につながるよう  
にする。

4 改正の内容

飛騨市訪問看護ステーション項目の削除

5 関係条例の一部改正（附則関係）

飛騨市国民健康保険病院事業及び飛騨市国民健康保険直営診療所の使用料並び  
に手数料条例（平成20年飛騨市条例第3号）

6 施行日 平成29年11月1日